

第5章 計画の実現と今後の交通政策

5-1 計画の進捗管理、評価スケジュール

本計画は、計画策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、進捗管理・評価 (Check)、見直し・改善 (Action) を繰り返す、P D C Aサイクルの考え方により推進していきますが、このP D C Aの実践にあたっては、実施する時期、実施主体、実施する内容 (何をチェックして改善していくのか) を明確にして進めることが成功の鍵となります。

以下に示すとおり、長期スパン及び年間単位において計画の進捗管理、評価の実践を次年度以降に行っていきます。

また、本計画に位置づけたプロジェクトの実施により、公共交通の利便性向上が図られているかを把握するため、地域ごとの路線バス等の運行状況について、下記項目のモニタリングを行います。

<長期スパンにおける進捗管理、評価スケジュール>

	前期				中期				後期				R8~ (2026~)
	R2年度 (2020)		R3年度 (2021)		R4年度 (2022)		R5年度 (2023)		R6年度 (2024)		R7年度 (2025)		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
施策実施確認	事業実施												
内容の評価 (プロセス評価)	実施状況の確認・評価		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		
目標の達成 状況の評価 (効果の評価)	毎年確認可能な数値のチェック				中間年の目標達成状況評価						最終年の目標達成状況評価		
課題共有	実施の課題共有												
改善と反映	次年度実施の改善と反映												

<年間単位の進捗管理、評価スケジュール>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会			①					②			③	
主な行事			(確保維持改善計画)				次年度予算要求				(第三者評価委員会)	
実施すること	前年度事業評価に基づく改善と反映		モニタリング	次年度事業計画の検討				今年度事業の検証		実施状況の確認、評価、課題の共有改善検討		次年度へ
部会	(必要に応じて実施)											

<18地区のモニタリング項目例>

事業者	行き先	経由地	運行本数		往路	
			下り	上り	始発	終発

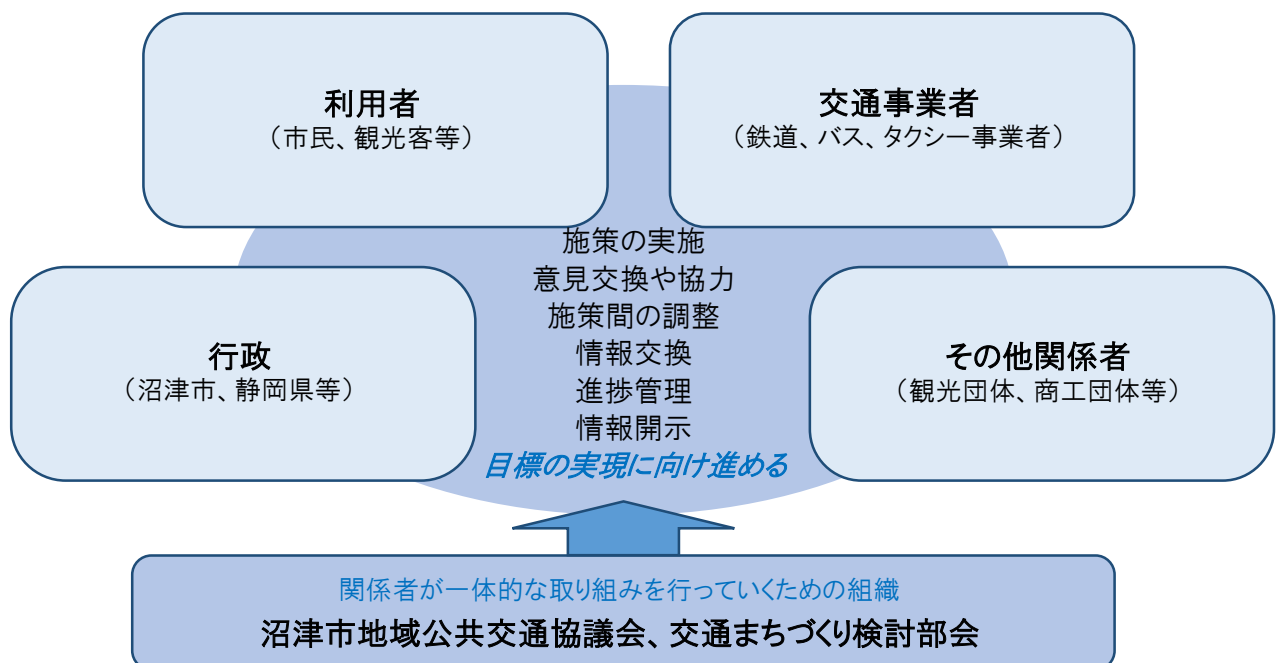
5-2 計画の実施主体と役割

本計画を進めるにあたっては、行政、市民、交通事業者に加え、商業者、観光事業者なども交えた関係者間による協働・連携により、計画目標の達成に向けて施策を実行していく必要があります。このため、それぞれの役割分担や協力体制を明確にして進めていくことが実現のポイントとなります。

なお、沼津市地域公共交通協議会、交通まちづくり検討部会等を継続して開催し、計画の進捗状況や関係者との協議調整を図りながら、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

<計画の実施主体、組織と役割>

主体	役割
沼津市地域公共交通協議会 交通まちづくり検討部会	計画に基づく事業実施の推進組織として、関係者間の協議の継続や、連携・調整を図ります。また、施策の実施状況や計画の目標に対して評価・検証し、市民への情報開示を行っていきます。
行政 (沼津市、静岡県等)	計画に基づく施策について、関係者間の連携や各施策間の調整を図りながら進めます。
交通事業者 (鉄道、バス、タクシー事業者)	計画に基づく施策について、関係者間で連携を図りながら進めます。
利用者 (市民、観光客等)	公共交通の積極的な利用、住民協議会への参加等を行います。
その他関係者 (観光団体、商工団体等)	沼津市のまちづくりと一体となった公共交通の取り組みが推進されるよう、まちづくり、観光、商工、福祉などの関係者間で連携を図ります。



5-3 庁内連絡体制

本計画を進めるにあたっては、交通、まちづくり、福祉、商工、観光等、多様な分野の施策推進が求められます。このため、施策が円滑に展開できるよう庁内連絡体制を構築します。

(1) 地域内交通に係る情報連絡

地域住民による移動手段の確保を検討する団体等について、関係課からの情報提供により把握し、出前講座や意見交換会を実施するなどし、住民主体の協議会の設置を支援します。

関係課	地域自治課、社会福祉課、長寿福祉課、教育企画課、学校管理課
-----	-------------------------------

(2) バス停周辺の施設整備に係る情報連絡

バス停付近における、道路、公営住宅、その他公共施設の整備計画の有無を確認し、施設整備が予定されている場合には、バス停と待合環境をより良いものとするため関係者と協議を実施します。

関係課	道路建設課、道路管理課、住宅営繕課、まちづくり指導課、総合体育館整備室、岡宮北區画整理事務所、沼津駅周辺區画整理事務所
-----	---

(3) 公共交通関連施策に係る情報連絡

公共交通に関連する施策を所管する関係課と相乗効果が生まれるよう密に情報連絡を行います。特に、公共交通の利用促進につながる取り組みに対して連携を強化し、利用者の増加に努めます。

関係課	政策企画課、生活安心課、人事課、社会福祉課、障害福祉課、観光戦略課、水産海浜課、ウィズスポーツ課、環境政策課
-----	--

5-4 今後の交通政策

本計画は、本市の公共交通の強みである交通事業者の既存ネットワークを最大限活かしながら、交通事業者間の連携や調整の不足に起因したわかりにくさといった弱みを改善することで、交通利便性の高い公共交通軸の形成やわかりやすく使いやすい利用環境の整備を行うなど、短期的に取り組む第1次計画です。

第1次計画の完了時には、沼津駅周辺総合整備事業や骨格的都市基盤整備が進展するなか、ICTやAIなどの先端技術やビッグデータの活用が進み、人の移動データが把握できるようになり、公共交通に関する利用分析も容易になることで、運行の効率化や路線の再編などに活用されるなど、都市間移動の最適化が図られることが見込まれます。

このため、以下に示すような交通とまちづくりに関連する施策との連携を強化・拡充することで、本市が目指す、過度に自動車に依存しない持続可能なまちづくりが推進されることが期待されます。

1. 多様な交通モードとの連携

(鉄道、バス、タクシー、次世代モビリティツール、シェアサイクル、自転車、徒歩、などの各交通モードの結節点の拠点性、乗り継ぎ利便性を向上させ、シームレスな運行サービスを提供することで、自家用車からの移動手段の転換を促す交通施策)

2. 中心市街地まちづくり戦略との連携

(まちの魅力を高める人を重視した公共空間・交通体系再編との連動及び都市機能誘導施策)

3. 居住誘導施策との連携

(生活利便性を享受できるまちなか居住の推進や拠点間を結ぶバス路線沿線への居住を支援する居住誘導施策)

4. 土地利用施策との連携

(企業、病院、商業施設、観光施設など人口集積施設等へのバス路線整備や既存バス路線沿線への施設立地を推進する土地利用施策)

5. 骨格的インフラ整備との連携

(基幹となる新設道路と既成道路の役割を明確にし、渋滞解消など都市環境改善のため交通分担を行う交通施策)

長期的には、以上のような施策連携を念頭に置き、第2次計画以降の地域公共交通計画に位置付け、まちづくりと一体となった公共交通を構築し、「行きたいまち、住みたいまち。」を目指します。